

南あわじ市で暮らそう ～移住・定住を支援します～

関ふるさと創生課 ☎ 43-5205

親世帯と子世帯など、2世代以上の家族を多世代家族と呼んでいます



多世代家族の同居・近居に補助金

多世代家族が同居や近居をする際、住宅取得またはリフォーム工事の費用の一部を補助します。

※多世代家族：親世帯と子世帯など、2世代以上の家族

※近居：同一単位自治会内に居住すること

▽対象者

- 1 多世代家族で同居しており、過去1年以内に家族が増えた人
- 2 多世代家族で近居しており、年度内に同居する予定の人
- 3 多世代家族で同居・近居していない人で、年度内に同居（または近居）する予定の人

▽要件

- 取得またはリフォームする住宅の所有（予定）者であること
- 18歳未満の人を除くすべての人の所得の合計を、当該人数で割った額が230万円以下

- 住宅をリフォームする場合、トイレ・風呂・キッチンのいずれかを含む工事であって、市内業者が施工する予定であること等
- ※詳しい要件については、お問合せください

▽補助金額 住宅取得費またはリフォーム費用の3分の1
※上限100万円

移住者のマイホーム取得を補助

人口増加を図るため、自分が居住する住宅を取得し、市へ転入した人に補助金を交付します。

▽対象者 平成30年4月1日以降に市内に転入し、転入前3年以上継続して島外にいた人

▽補助金額

住宅取得費の3分の1
※新築または建売住宅は上限200万円、中古住宅（空き家バンク）は上限100万円。中学3年生までの子ども1人につき30万円を上限に加算

空き家の利用希望をマッチング

市では、空き家を有効活用して移住、定住促進を図るために、空き家バンク制度を設けています。

空き家バンクとは、所有者等から市内にある空き家で売却や賃貸を希望する物件を募集し、ホームページや市役所の窓口等で公開することで、空き家を利用したい希望者に提供し成約を図る制度です。相談会も実施しています（詳しくは広報15頁に掲載）。



空き家バンク物件の改修に補助

空き家バンクに登録された空き家を対象に、住宅改修工事費の一部を補助します。

▽対象住宅 空き家バンク制度に登録されている「空き家」。ただし、住宅として使用する部分のみの改修に限ります。

▽対象者 対象となる空き家を活用する人（購入者・借主）

※賃貸借の場合は、貸主から改修工事の承諾が必要です

▽補助金の対象経費
1 改修に要する費用（30万円以上の工事費が対象）
上限100万円（補助率3分の1）

2 家財道具等の処分に要する費用
上限5万円（補助率3分の1）

3 登記に要する費用
上限10万円（補助率10分の10）
4 引っ越しに要する費用（島外からの移住者に限る）

▽補助金額 上限115万円
移住者は上限125万円

※各補助金は着事前に申請が必要です。申請方法は市ホームページをご覧ください